

「パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に係る意見及び修正等について

委員名	要綱及び様式 条項・番号	意見
大村委員	要綱 第2条(2)	この表記ですと、パートナーシップ関係にある者のうち、どちらかの実子又は養子のみがファミリーシップの対象者であると読めるのですが、例えば、パートナーシップ関係にある者のどちらからの里子や、第三者から養育を委託された子（里子登録なし）について、ファミリーシップの対象としない根拠は何か、ご確認いただければ幸いです。
津波委員	-	パートナーシップ、ファミリーシップがどのようなものであるのか、ということを通じて関わっているかた以外にも周知が行き届くようにして進めて頂きたいです。子どもや年配の方の理解も必要なので、リーフレットやポスターなどがあると理解が深まると思います。
木野委員	-	今年度、柏市も「パートナーシップ及びファミリーシップ宣言」に取り組むということで、制度や法律の専門の方のご意見も聞きながらの意見交換を楽しみにしています。現在の社会での家族形態の多様化など、柏市での取り組みの必要性をもとにした資料でなく、宣言書の様式書類や要項(案)が届いたので、この制度をもっと一般の市民の方にも理解しやすく周知することがこれからも必要だと思っています。
村上委員	-	第3条において、パートナーシップ及びファミリーシップ宣誓にあたり、必要要件として同一住所を有することが挙げられておりますが、第10条や第11条では、第3条の規定に該当しなくなったときは宣誓の解消が必要、無効となるとされています。 実際の生活において、宣誓者のいずれかが病院に長期入院する場合や、老人ホームに長期入所する場合、またパートナーシップにおいて、未成年の学生が遠方の学校に通学し下宿や寮生活をおくる場合など住民票を移す必要があるかと思えます。 こういったケースではパートナーシップやファミリーシップは解消しないといけないのでしょうか。 パートナーシップ制度導入の目的の一つに、終末期や介護において、家族・親族でないことを理由に、パートナーとの面会や最期の立ち会いを拒否されない社会的配慮を得られることがあると思います。
庄子委員	-	特にありません
中嶋委員	-	特にありません
橋本委員	-	特にありません
小島委員	-	特にありません